

スポーツ活動充実交付金に係る Q&A

Q 1. 基準日の7月1日以前に購入した道具等は交付金の対象になりませんか？

A 1

対象になります。

ただし、発注する前に「事前着手届」の提出が必要です。

なお、交付申請は7月1日に団体人員を確定してから提出していただきます。

Q 2. 同一選手がスポーツ少年団または中学校部活動を掛け持ちしている場合の補助金は両団体に支給されますか？

A 2

同一選手につき同一年度で一定額しか支給できません。仮に、二つの団体に所属している場合は、「①二つの団体に申請し、折半する」、「②一方の団体に申請する」のいずれかの方法により支給します。

つきましては、申請前に各単位団、部活動で掛け持ちをしている児童生徒がいないか必ず確認をしてください。

万が一、支給後に掛け持ちが発覚し、過支給となった場合には、返還手続きが必要となりますので、適正な申請にご協力ください。

※ 複数の団体に加入している児童生徒は、申請書に添付する団体登録者一覧表の「他団体加入情報欄」を記入のうえご提出ください。

※ ①、②いずれの場合も各団体に調整のうえ、交付申請書をご提出ください。（申請額が変更するため、必ず調整をお願いします。）

Q 3. 当該補助金の対象となる費用は何ですか？

A 3

練習に使用する消耗品費、機械器具購入費、練習試合や大会など市外遠征費に要する経費、試合等に使用するユニフォーム購入費などが対象となります。

対象かどうか判断が付きにくい場合は、その費用負担によりスポーツ活動の充実（効果）が説明できるか考えてみてください。

※飲食に係る費用は対象外となります。

Q 4. 練習や大会ではなく団体で行うイベント（夏祭り）などで使用する経費に対して交付金は活用できますか？

A 4

スポーツ活動に係る経費に対する交付金としており、イベント等に係る経費は対象外となります。

Q 5. 一度、実績報告書を提出しましたが、上限額まで達していなかったため、支出をした後に再度実績報告書を提出することは可能ですか？

A 5

基本的に実績報告書の提出により最終確定するものと考えてください。従いまして、追加購入する可能性がある場合は実績報告書の提出をせず、すべての支出が済んでから実績報告書をご提出ください。

Q 6. 交付申請書や実績報告書、交付請求書の提出はメールで提出することは可能ですか？

A 6

メールによる提出は可能です。ただし、実績報告書には領収書や写真などの添付資料も一緒に送信してください。また、交付請求書につきましては下部の余白に以下の情報を記載ください。

発行責任者 ○○ ○○（電話番号○○-○○○○/メール***@***）

担当者 ○○ ○○（電話番号○○-○○○○/メール***@***）

※メールアドレスは省略可能です。

提出先：飛騨市教育委員会スポーツ振興課
sportshinkou@city.hida.lg.jp

Q 7. 当交付金を遠征費用に使いたいと考えています。遠征費補助金（スポ少はスポ少事務局、中学部活動は教育委員会学校教育課）は補助率 2 分の 1 のため、残る自己負担分に当交付金を使うことは可能ですか？

A 7

当交付金は他の補助金等との併用はできません。

遠征費補助金において、補助対象経費は拘束された費用となるため、同じ経費をスポーツ活動充実交付金でも申請することは二重申請となり、無効となります。

既に交付済みの場合は返還義務が生じ、場合によっては加算金を付して返還していただく場合がございます。